山田町告示第２８号

　山田町住宅建築促進事業補助金交付要綱を次のように定め、令和４年４月１日から施行する。

　令和４年３月１０日

　　　　　　山田町長　佐　藤　信　逸

山田町住宅建築促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、本町における住宅の建築促進により、住環境の整備、建設関連産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、住宅の新築工事に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅　台所、便所、浴室及び居室を有し、延床面積の２分の１以上が専ら自己の居住の用に供する建築物をいう。

(2)　新築工事　町内に住宅を新たに建築するものをいう。建売住宅は含まない。

(3)　町内施工業者　町内に主たる事業所若しくは本店を有する法人又は個人で、建築工事を行うものをいう。

（補助対象工事）

第３　補助の対象となる新築工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　施工業者が行う住宅の新築工事であること。

(2)　住宅の本体工事に要する費用の額が５００万円以上であること。

(3)　第６の規定による申請のあった年度内に工事請負契約し、当該年度内に完了するもの。ただし、当該年度内に完了することができない場合で、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(4)　町の他の制度による補助等を受けていないこと。

（補助対象者）

第４　補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　町内に住所を有する者で施工業者と工事請負契約をし、住宅を新築する者。ただし、共有の場合は、共有者のいずれか１人を対象者とする。

(2)　対象者は住宅の完成後１年以内に居住すること。

(3)　対象者及び対象者と生計を同一にする世帯の構成員に係る町税及び使用料等を滞納していない者。

(4)　過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者。

（補助金の額）

第５　補助金の額は３０万円とする。ただし、町内施工業者と工事請負契約し施工を依頼した新築工事であるときは５０万円とする。

（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新築工事の着工前に山田町住宅建築促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　工事請負契約書の写し

(2)　住宅の位置図、配置図及び平面図

(3)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７　町長は、第６の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅建築促進事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の廃止及び承認）

第８　申請者は、決定通知を受けた後に申請事項の廃止をしようとするときは、山田町住宅建築促進事業廃止承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅建築促進事業廃止承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第９　申請者は、新築工事が完了したときは速やかに、山田町住宅建築促進事業完了報告書（様式第５号。以下「完了報告」という。）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　工事請負契約書の写し

(2)　領収書の写し

(3)　検査済証（建築基準法第７条関係）の写し

(4)　現況の写真

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、完了報告について必要があると認めるときは、申請者又は施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の確定）

第１０　町長は、完了報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅建築促進事業補助金交付確定通知書（様式第６号。以下「確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１　申請者は、確定通知を受けた日から１０日以内に山田町住宅建築促進事業補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第１２　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2)　虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3)　その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第１３　申請者は、町長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第１４　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。